

いかるが

発行 斑鳩町議会
斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
電話 0745-74-1091 (直通)
FAX 0745-74-1011
E-ル: gikai@town.ikaruga.
nara.jp
発行人 議会議長 中川 靖広
編集 広報発行常任委員会



▲こいのぼりが泳ぐ史跡中宮寺跡歴史公園をお散歩

3月定例会



こんなことが決まりました……………	②ページ
令和8年度予算を審査……………	③ページ
6人の議員が一般質問を行いました……………	⑤ページ
委員会のうごき……………	⑩ページ
本会議での討論……………	⑬ページ
斑鳩町議会傍聴規則を改正しました……………	⑯ページ

こんなことが決まりました

第1回 定例会

令和8年2月27日～3月24日

令和8年第1回定例会では、それぞれの議案を委員会に付託し、詳しく審査しています。

議案の内容などについては、各委員会の記事をご覧ください。

予算：予算審査特別委員会	3ページ
建設：建設常任委員会	10ページ
厚生：厚生常任委員会	11ページ
総務：総務常任委員会	12ページ



町ホームページでも議案・審議結果について、アップしています。

	定例会の案件	付託先	結果	
条例	斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について	厚生	満場一致で可決	13ページに賛否の討論
	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	総務	賛成多数で可決	
	斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について		満場一致で可決	14ページに賛否の討論
	斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	厚生	賛成多数で可決	
	斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について			
	斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について	建設		
	斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	総務		
令和7年度補正予算	令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について		満場一致で可決	
	令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	厚生		
	令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について			
	令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第2号)について	建設		
令和8年度予算	令和8年度斑鳩町一般会計予算について		賛成多数で可決	14ページに賛否の討論
	令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について			
	令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について	予算	満場一致で可決	15ページに賛否の討論
	令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について		賛成多数で可決	
	令和8年度斑鳩町下水道事業会計予算について		満場一致で可決	なかい あつひろ 中井充啓氏、 きたやま ゆみこ 北山裕見子氏、 もりた けいこ 森田敬子氏を 推薦することに 適任と答申
承認	町長専決処分について承認を求めることについて(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について)		満場一致で承認	
認定	町道認定について	建設	満場一致で認定	かとう けいぞう 加藤恵三氏を 選任することに 同意
人事	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)～(その3)		満場一致で適任と答申	なかがわ よしゆき 中川佳之氏を 任命することに 同意
	副町長の選任について同意を求めることについて		満場一致で同意	
	斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて			
報告	監査結果報告について		報告	13ページに賛否の討論
	議会の委任による町長専決処分の報告について(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について)			
	令和8年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について			
発議	斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について		賛成多数で可決	
	斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則について		満場一致で可決	

令和8年度予算を可決

令和8年度斑鳩町一般会計と各特別会計等の予算を審査するため、3月6日と9日に予算審査特別委員会を開催しました。委員会では、委員から多くの質問や意見が出されました。今回は、その主なものをご報告します。一般会計、特別会計等の予算は、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

一般会計

文書管理システムを導入

問 新たに文書管理システムを導入されるが、紙とデータの保存方法は。

答 文書管理システムについては文書の電子化への対応のみを目的とするものではなく、電子文書、紙文書ともに文書の受付收受、起案決裁、保存管理、廃棄に至るまでの一連の業務をシステム化しようとするものです。電子文書と紙文書は並行しながら保存管理をしていくこととなります。

家庭用防犯カメラ設置費用の助成制度を創設

問 家庭用防犯カメラ設置補助金の要件や設置基準は。

答 要件で一番重要な点は、公共空間（道路や公園等）の撮影範囲が2分の1以上となっていることです。犯罪等があった場合は、警察

がそのお宅に赴き、捜査上の許可を取った上で、映像データの提供を受けていただくことを想定しています。近隣の同意等については、近隣の方に設置をする旨のお声がけをしていただく程度で検討しています。



▲家庭用防犯カメラ

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）を実施

問 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）の事前面談の費用について、試行時に国は各施設に助成しないと聞いていたが、その後の対応は。

答 こども誰でも通園事業については、保護者は各施設を初めて利用する際に、施設で事前面談を行う必要があります。

令和7年度の試行時には事前面談に対する国からの補助等はありませんでしたが、全国的な課題として国で検討され、令和8年度から事前面談についても、公定価格として施設に支払われることになっています。

ウォーキングアプリで健康増進を

問 新年度から導入する健康増進アプリについて、是非PRして健康増進をすすめられたいが、具体的にはどのようなアプリか。

答 スマートフォンにダウンロードして使用するウォーキングアプリです。毎日の歩数が自動で記録されるほか、食事や血圧、体脂肪などを入力して健康管理することができます。また、10月にはアプリを使った「歩こう会」イベントを開催予定です。高齢者や運動初心者、働き盛り世代など、参加者の体力に合わせた目標歩数コースを設

定し、目標を達成された方には抽選でデジタルギフトをプレゼントすることを検討しています。



文化財の価値や魅力を発信

問 （仮称）斑鳩町文化財未来共創実行委員会の設立目的は。

答 （仮称）斑鳩町文化財未来共創事業は、文化財を将来にわたって安定的に保存・継承していくためには、文化財の維持管理はもちろん、地元である町全体の文化財の価値や魅力発信による誘客、また周辺地域にぎわい創出が必要不可欠であると考えられます。

このことから、民間企業や関係団体と連携し実行委員会を立ち上げ、官民連携によるシンポジウム等のイベントの実施や、また文化

財センターでの特別映像上映などに取り組み、文化財の価値や魅力を、町民を含め広く情報発信したいと考えています。



学校への階段昇降機の配置による特別支援教育の充実

問 斑鳩西小学校・斑鳩中学校に階段昇降機を配置、また支援員も配置される予定だが、特別支援教育の充実にどのようにつながっていくのか。

答 階段昇降機の導入に際しては、安全かつ円滑に使用ができるよう、教員に対して使用方法の研修を予定しています。

また、斑鳩西小学校においては肢体不自由の児童が複数、在籍されることにな

ることから、新年度、新たに町独自の加配として介助支援員を1名配置したいと考えています。

特別支援教育の観点としては、階段昇降機の導入により、障害のある児童生徒が円滑に校内を移動できる環境の実現につながるものと考えています。

小学校長期休業期間中の学童保育に昼食の提供を

問 学童保育室における小学校長期休業期間中の昼食の提供について、今まで家庭から弁当を持ってきていたものを、民間事業者が提供する弁当注文・決済代行サービスを利用し、弁当配達方式による昼食の提供も行うとのことだが、その業者等の内容は。

答 近隣の町でも導入されている「おべんとね！つと」という民間事業者が提供しているアプリを導入を予定しています。このアプリで保護者の方が直接弁当の注文、支払いをしていただくこと

により、保護者の負担軽減、また、学童保育の支援員等の負担もなるべくないような形で導入していきたいと考えています。



**国民健康保険事業特別会計
介護保険事業特別会計
後期高齢者医療特別会計**

国民健康保険の

一人当たりの医療費は

問 国民健康保険の被保険者数が減少しているとのことだが、一人当たりの医療費の状況は。

答 療養給付費と療養費を足した一人当たりの医療費としては、令和5年度で46万4千円、令和6年度で49万8千円、令和7年度の見込みで53万円程度となっております。

後期高齢者医療保険料率の改定内容

問 令和8年度・令和9年度の保険料率の改定内容は。

答 令和8年度・令和9年度の保険料改定として、これまで令和6年度・令和7年度の所得割(医療分)が10・55%でしたが、子ども分が創設され、医療分で10・63%、子ども分で0・25%となっております。

では、令和7年度で供用開始する件数のうち7割の接続を見込んでおり、その分として110件、令和6年度までの整備に伴う未接続の家屋の申請で50件を見込んでいます。その他開発等に伴う接続で40件を見込んでいます。

このほか、たくさんの質疑回答があり、審議を深めました。

また、国民健康保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算については、賛否の討論がありました。

(本会議での討論は P.14・15)
(横田委員長記)

下水道事業会計

公共下水道事業の

接続見込は

問 公共下水道の新規加入200件を見込んでいるが、その積算の内訳は。

答 200件の内訳について

委員長	横田敏文
副委員長	木澤正男
委員	溝部真紀子
委員	齋藤文夫
委員	伴吉晴
委員	宮崎和彦
委員	奥村容子

予算審査特別委員会

一般質問とは、議員が町の行政全般について質問し、是正を求めたり、新たな施策の提案を行ったりするものです。

本定例会での一般質問は、3月4日・5日の両日、6人の議員が行いました。質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

※紙面の都合により、◎の質問のみ掲載しています。

一般質問 Q &A

奥村容子・5ページ

- ◎文字の読み書きに困難を抱える人や高齢者・外国人等への配慮について
- ◎屋外イベントにおける移動式の子育て支援スペースの必要性について
- ◎映像通報システム「LIVE119」について

伴吉晴・6ページ

- ◎民間とのいろいろな分野での協定締結について

小城世督・7ページ

- ◎地域交通の再構築とライドシェア活用について
- ◎南海トラフ地震を見据えた家庭防災力向上について

齋藤文夫・7ページ

- ◎特定外来生物の被害防止対策について
- ◎道路や道路施設の安全管理について
- ◎業務継続計画の策定について
- ◎住民から寄贈本の受け入れとリユースについて

木澤正男・8ページ

- ◎国民健康保険税前納方針への対応について
- ◎公共施設トイレへの生理用品の設置について
- ◎時間外勤務に対する手当等の未払い問題について
- ◎保育所入所希望の状況と待機児対策について
- ◎香害・化学物質過敏症対策について

溝部真紀子・9ページ

- ◎給食無償化について
- ◎道路交通法改正を踏まえた交通安全対策について



屋外イベントにおける 移動式の子育て支援スペースの 必要性について



奥村 容子

議員 小さなお子さんを連れて、町内で開催されたイベントに参加された方から、「子どものおむつを替える場所がなくて困りました。町で開催されるイベントに子どものおむつを替える場所があれば、子どもを連れて安心して参加できるようになります。」とご要望をお聞きし、この質問をさせていただきます。

史跡中宮寺跡歴史公園でのイベントや、町の防災訓練など、家族連れで参加できるイベントに、授乳やおむつ替え環境の確保のための「子育て支援スペース」が必要と思いますが、斑鳩町としてのお考えを伺います。

住民生活部次長 町としては、第3次斑鳩町子ども・子育て支援事業計画においても、こどもまんなか社会を推進することとしております。

子どもや子育て中の方々が、気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるように、地域社会、企業など様々な場で、子どもや子育て中の方々に支援する必要があります。このような中、屋外イベントにおいてもおむつ替えや授乳のためのスペースを広く提供することで、乳幼児や保護者が安心して外出できる環境づくりにつながると考えます。

今後は、開催場所や気候

などにも配慮しながら様々な手法を用いて、「子育て支援スペース」の確保と分かりやすい案内に努めていきたいと考えております。

また、町が助成しているイベントについても、補助担当課から実施団体に対して「子育て支援スペース」を配置することについて呼びかけていくなどの取り組みを検討してまいりたいと考えております。

議員 ぜひとも「移动式子育て支援スペース」の設置や、状況に合わせて、防災テントを「子育て支援スペース」として活用するなどして、負担軽減を図っていただくことも要望します。



民間とのいろいろな分野での 協定締結について



伴 吉晴

議員 斑鳩町では、連携・包括協定について、数多く協定を締結されている。防災協定は、どのような協定

内容なのかイメージが湧くのだが、他の協定、特に民間事業者と締結している協定について、その目的、協定後のそれぞれの活動実績やその効果について伺う。

総務部長 本町では、多様化・複雑化する地域課題に、迅速かつ柔軟に対応するため、民間企業や大学などが持つ専門知識やノウハウ、資源を有効に活用する連携協定を積極的に推進しています。

現在の主な締結状況は「まちづくり・観光振興」の分野では、9団体と6つの協定を、「防災・安全安

心」の分野では、28団体と24の協定を、「教育・文化スポーツ振興」の分野では、8団体と3つの協定を締結しています。

議員 民間と多数の連携協定を結んでいるが、どのようなきっかけで協定は締結されたのかを伺う。

総務部長 協定の締結に至る経緯は、相手方によって大きく2つのケースに分かれます。

はじめに、民間企業との協定について、その多くが企業からの提案をきっかけとしています。

企業の社会貢献活動や事業展開の一環として、本町を対象とした連携の申し出により、本町がその提案を有益と判断した場合に協定

の締結に至っています。

一方で、学校との協定については、これまでの関わりがきっかけとなるものが多くなっています。

議員 今後の民間との連携協定について、町の考えを伺う。

町長 民間企業や大学との連携協定は、地域課題の解決や活性化を図る上で大変有効な手段であると認識しております。

一方で、協定の締結はあくまで出発点であり、それ自体が目的ではありません。今後は、一つひとつの協定が確実に成果に結びつくよう、実効性を重視した質の高い連携体制の構築に努めてまいります。



▲協定式の様子

議会を傍聴してみませんか？

斑鳩町議会では「開かれた議会」をめざしています。みなさんの選んだ議員が、議場や委員会でのどのような発言をし、行政はどう答えているのか、みなさんご自身でお確かめください。

また、事前に通告された一般質問の要旨は、斑鳩町ホームページの「斑鳩町議会」に掲載しています。



【一般質問要旨】

南海トラフ地震を見据えた 家庭防災について



小城 世督

時に実施する住民意識調査で、防災への備えについて調査しています。令和6年度調査では「日頃から災害に備えている」との回答は50・6%で、平成27年度33・4%、平成30年度48・4%と比べて高くなっており、防災意識は高まっていると認識しています。

議員 備蓄率の向上は確認できましたが、約半数の家庭では十分な備えができていない可能性があります。南海トラフのような広域災害では物流停止も想定され、少なくとも3日分、可能であれば1週間分の備蓄が必要です。家庭備蓄を促進する具体的な取組みを伺います。

総務部長 防災ハザードマップへの掲載、広報紙やホームページによる周知、防災訓練や出前講座などを通じて啓発を行っています。日常の食品を少し多めに買い置きし、消費しながら補充する「ローリングストック法」の周知も行っています。

議員 南海トラフ地震は今後30年以内の発生確率が高いとされており、発災直後72時間は「自助」が極めて重要になります。特に家庭での水や食料などの備蓄は命を守る基盤となります。そこで、本町における家庭内備蓄の現状について伺います。

議員 しかし住民からは「何をどれだけ備えればよいか分かりにくい」「費用負担が大きい」といった声もあります。そこで、防災用品の購入補助や町内事業者と連携した割引制度など、家庭備蓄を後押しする仕組みの導入について町の考えをお伺いします。

議員 町では共助の観点から自主防災組織への活動助成制度を設け、地域での防災資機材整備や訓練活動を支援しています。そのため、現時点では家庭への直接的な購入補助制度の導入の計画はありません。

議員 家庭防災力の向上は地域全体の防災力の基盤となります。家庭での備えが日常生活の中に根づくよう、今後も取組みを進めていくことが重要です。

議員 家庭防災力の向上は地域全体の防災力の基盤となります。家庭での備えが日常生活の中に根づくよう、今後も取組みを進めていくことが重要です。



▲家庭用防災用品

道路や道路施設の 安全管理について



齋藤 文夫

議員 道路は交通機能のほか、まちづくりの基盤で、防災など多様な役割を担う最も基本的な社会インフラである。安全で安心して利用できるものでなければならぬ。

議員 さらに日本郵便株式会社と協定して、道路損傷等の情報提供をお願いしている。
議員 橋梁の点検はどうか。
都市建設部長 町内69橋を5年間に分けて、予算の平準化を図りながら計画的に点検を進めている。

議員 4段階で評価し、1橋が早期措置が必要で、来年度に補修設計、再来年度に補修工事を予定している。

議員 安全で環境面に配慮した水路対策はどうか。
都市建設部長 水路の清掃や点検で蓋が支障になる場合があるので、蓋の設置は基本的にしていない。ただし、歩行者の往来や車の交通量が多い主要な幹

線道路に接する水路などは、蓋の設置や転落防止柵を設置するなどの安全対策を講じている。

議員 住民が道路、橋梁、ガードレール、カーブミラー、道路標識などの危険個所を発見した場合、スマートフォンなどから素早く通報して対応していただく制度の導入はいかがか。

都市建設部長 本年3月2日からは、Googleマップを使用した「いかるがWEBマップ」を導入した。利用者からの情報と画像をスマートフォンで投稿できる機能がある。

広報いかるが3月号と町ホームページにアクセス方法を掲載しており、ご利用いただきたいと考えている。



公共施設トイレに 生理用品の設置を



木澤 正男

議員 女性が生涯で経験する生理は400回以上と言われており、生理用品の出費は50万円以上かかるという調査結果があります。

生理の貧困がコロナ禍で顕在化したことを受け、内閣府の調査では全小・中学校のトイレに生理用品を設置している区市町村は295、また、庁舎のトイレに

生理用品を設置している自治体は121にのぼり、トイレトパーと同様に予算措置を講じています

こうした全国的な状況も踏まえ、斑鳩町でも学校だけでなく公共施設にも生理用品を設置し、必要な人が利用しやすい状況をつくっていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

住民生活部長 本町では、社会福祉協議会と連携し令和3年5月から生理用品の窓口配布を継続して実施しており、単に生理用品を提供することが目的ではなく経済的困窮やDV等の困難を抱える方を適切な支援につなげていくことに重点を置いていきます。窓口での配布により、職員が直接対応することで、背景にある課題の把握や必要な支援制度への案内、相談窓口への橋渡しといった、物品提供にとどまらない支援を行っているものと考えています。

町立小・中学校で児童生徒の意見を尊重し女子トイレ内への生理用品の配置を

開始しましたが、これは学校という限定的な環境における教育的配慮として実施しているものです。公共施設へのトイレ内設置については、本来の目的である困難を抱える方への支援という機能が失われる懸念、不特定多数の方が利用されることによる管理上の課題等

があることから、現時点においては、引き続き窓口での配布を基本とする方針を継続したいと考えています

議員 対面では受け取りづらいという声があることについて、どう考えますか。

副町長 トイレに設置されたカードを窓口を持って行くことで言葉を交わすことなく受け取りできますが、何かいい方法があるか、引き続き考えていきます。



▲トイレ内に設置された生理用品のイメージ

議会だよりと会議録（本会議、委員会）が 斑鳩町ホームページで閲覧できます。

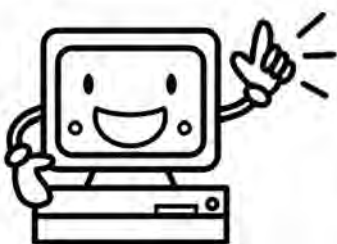
斑鳩町ホームページ（斑鳩町議会）で、No.52（平成19年5月1日発行）以降の議会だよりと、平成13年以降の会議録が閲覧できます。



（議会だより）



（会議録）



道路交通法改正について



溝部 真紀子

議員 2026年は道路交通法が改正されます。改正に対する周知、啓発活動について伺います。

都市建設部長 近年、自転車が増加傾向にあり、全国的にも増加傾向にあり、交通ルールの遵守とマナーの向上が喫緊の課題となっております。

令和8年4月から自転車の交通違反に対して反則金の納付が通告される、いわゆる青切符制度の導入を含む道路交通法の一部を改正する法律が施行されます。

本町におきましても、情報提供や周知啓発は重要と考えており、広報いかるがにおいて昨年の11月と今年3月に啓発記事を掲載し、

また、町ホームページにも法改正のポイントや違反行為をイラスト等で分かりやすく周知しております。

議員 日本の現状では、自転車を歩行者の延長として、自身は車より優先されるべき交通弱者であると考えられる人も多く存在し、警察庁の調査では、自転車の事故で亡くなった人の8割、けがをした人の7割が何らかのルール違反をしていたとい

うことが言われていますので、この改正の周知をしっかりと頂くと、事故が減少することを願います。

道路交通法改正にあわせて自転車ヘルメットの助成制度の創設について伺います。

都市建設部長 ヘルメット着用は自転車利用時の安全確保のために重要な手段である一方、令和7年9月の県民ウエブアンケートでは、ヘルメットを着用していない理由に、「着用が面倒だから」「頭が蒸れて不快」

など、着用率が進まない主な要因は、自転車利用者の意識によるところが大きい結果となっております。

このような結果から、本町では、自転車利用者の安全対策につきましては、まず自身を守るため自転車を利用する際にはヘルメットが必要であることなど、意識改革を最優先として取り組んでおります。



議会の日程

臨時議会の予定

事情により開催しない場合もありますので、議会事務局にお問い合わせください。

5月8日(金)

閉会中の委員会

事情により開催しない場合もありますので、議会事務局にお問い合わせください。

5月20日(水)

建設常任委員会

21日(木)

厚生常任委員会

22日(金)

総務常任委員会

26日(火)

議会運営委員会

令和8年6月議会

6月1日(月)

本会議初日

(委員長報告、提案説明、議案上程)

広報発行常任委員会

4日(木)

一般質問

5日(金)

一般質問

8日(月)

建設常任委員会

9日(火)

厚生常任委員会

10日(水)

総務常任委員会

15日(月)

議会運営委員会

18日(木)

本会議最終日(委員長報告、討論、表決)

議会は、役場3階です。すべて傍聴できます。

傍聴席では、周囲の方と適度な間隔を空けてご着席ください。

開会時間は、午前9時を予定しています。

(広報発行常任委員会は本会議終了後)

日程・時間は、一部変更になる場合があります。詳しくは議会事務局にお問い合わせください。

議会事務局 ☎(74)1091(直通)

建

設常任委員会

3月11日、全委員出席のもと建設常任委員会を開催しましたので、その概要を報告します。
本委員会に付託されました3議案は、すべて満場一致で原案どおり可決・認定すべきものと決しました。

委員会付託議案

◎斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について

地震等の災害時に多くの家屋で排水設備等が破損し、町の指定を受けた排水設備指定工事店自身も被災した場合に、災害復旧を円滑に実施できるよう所要の改正を行うものです。具体的には、災害その他非常の場合において、町長が必要と認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者であっても、排水設備の新設等の工事を行うことができるようにするものです。

◎令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第2号)について

令和7年の人事院勧告等による人件費の補正で、収益的収入及び支出で33万4千円の増額補正を、資本的収入及び支出で170万円の減額補正をするものです。

◎町道認定について

開発道路7路線と位置指定道路1路線の合計8路線の町道認定を行うものです。

継続審査

○都市基盤整備事業に関することについて

町からの報告事項はありませんでしたが、委員からの質疑により審査を行いました。

○斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて

町から次の2項目についての報告があり、審査を行いました。

- ① 「斑鳩考古学講座」について、「続・地下に埋もれた遺跡めぐり」と題して、町内の西側に所在する神代古墳、龍田城跡などの遺跡を案内する講座を、3月7日に開催し、11人の方にご参加いただいたこと。
- ② 奈良大学との共同調査の経過について、三井に所在する瓦塚3号墳の範囲の確認を目的とした発掘調査を2月16日から開始して、古墳の盛土を確認すると

もに、一部の調査区で墳丘の葺石を検出し、小さな埴輪の破片が出土したこと。



▲古墳の墳丘に葺かれた「葺石」

各課報告事項

○令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について

当委員会の所管事項について報告がありました。

○斑鳩町営長田団地の歩道修繕について

その他

・旧太子堂の南側の町道補修工事について

(齋藤委員長記)

議会の議案書を読覧できます

議会に上程された議案書は、役場3階の議会事務局で閲覧することができます。それぞれの議案について詳しく知りたい場合は、役場3階の議会事務局までお越しください。

議会事務局 (☎74-1091・直通)

3月13日、厚生常任委員会を開催しましたので、その概要を報告します。

本会議から付託を受けました5議案は、すべて満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

厚生常任委員会

委員会付託議案

◎斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について

斑鳩町における子育て支援のさらなる充実をはかるため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等に基づく乳児等通園支援事業の実施に関し、本条例を制定するものです。

主な制定内容は、実施主体や実施施設、事業の内容、利用要件、利用申込及び利用決定、利用時間、利用者負担などを定めるものです。



◎斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和8年度から子ども子

育て支援金制度が創設されることに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、次のとおりです。

- ① 税率等の改定
- ② 18歳未満被保険者に係る均等割額の減額
- ③ 子ども・子育て支援金分の新設に伴う軽減額の創設
- ④ 子ども・子育て支援納付金分の新設に伴う未就学児均等割額の軽減額の創設

◎斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について

令和7年度税制改正において給与所得控除の見直しが行われたことに伴い、この見直しによる令和8年度の第1号被保険者の保険料への影響を遮断し、第9期介護保険事業計画における、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐため、所要の改正を行うものです。

◎令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

人件費所要額の補正、保険基盤安定負担金の確定等に伴う予算補正で、歳入歳出それぞれ2,515万8千円を追加し、29億6,906万5千円とするものです。

◎令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

保険事業勘定については、令和7年の人事院勧告等による人件費に係る予算補正等で、歳入歳出それぞれ2億1,375万3千円とするものです。

また、介護サービス事業勘定については、予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものです。

継続審査

◎環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関する

ことについて

生駒市への可燃ごみの搬入方法の変更について報告がありました。

ごみ積替え施設のダストドラムに亀裂が生じ稼働を停止したことに伴い、施設の修繕や更新を検討した結果、施設の維持管理費や緊急時の対応などを考慮し、当初予定していたパッカー車による運搬から、コンテナによる運搬方法に変更するとのことです。

各課報告事項

◎令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について

当委員会の所管事項について報告がありました。

◎介護給付費返還命令取消等請求事件について

◎令和8年度の保育施設の二次選考後の入所見込み数について

(奥村副委員長記)

総務常任委員会

3月16日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催しましたので、その概要を報告します。
 本会議から付託を受けました4議案は、いずれも満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

委員会付託議案

◎特別職の職員で常勤のもの
 の給与及び旅費に関する
 条例及び教育長の給与、勤
 務時間その他の勤務条件に
 関する条例の一部を改正す
 る条例について

本条例改正は、令和7年の
 人事院勧告に基づき、特
 別職の職員の給与に関する
 法律が改正されたことから、
 この改正内容に準じて、町
 長、副町長、教育長の期末
 手当の支給月数を引き上げ
 るものです。

務常任委員会

◎斑鳩町の一般職の職員の
 給与に関する条例及び斑鳩
 町会計年度任用職員の給与
 及び費用弁償に関する条例
 の一部を改正する条例につ
 いて

本条例改正は、令和7年
 の人事院勧告に基づき、一
 般職の職員の給与に関する
 法律が改正されたことに伴
 い、この改正内容に準じて、
 本町の一般職の職員の給与
 改定を行うとともに、諸手当
 の見直しを行うものです。

◎斑鳩町消防団員等公務災
 害補償条例の一部を改正す

◎令和7年度斑鳩町一般会
 計補正予算(第12号)につ
 いて
 本補正予算は、歳入歳出
 それぞれ3億7,315万
 円を追加し、総額124億
 3,715万1千円とする
 ものです。
 令和7年の人事院勧告等
 による人件費、事業完了な
 どに伴う不用額の補正のほ
 か、JR法隆寺駅南側地区
 の町道309号線などに係
 る道路の改良、私立保育所
 等への入所委託、高齢者施
 設の非常用電源の整備に対
 する補助金、生駒市への可
 燃ごみ搬出方法変更に伴う
 運搬車両調達に係る委託料
 防災重点ため池の耐震性調
 査、決算剰余金見込額の基
 金への積立など歳出に関す
 る補正、また、普通交付税
 の追加交付など歳入に関す
 る補正等です。

継続審査

このほか、町への寄附金
 は財政調整基金に積み立て
 られ、今後のまちづくりの
 財源として活用されます。

○学校教育環境について

斑鳩町学校施設長寿命化
 計画(案)について、本編
 の案を作成したとの報告が
 ありました。本計画に基づ
 き、建築年次が古い順に長
 寿命化改修工事を実施する
 こととし、来年度は斑鳩小
 学校の長寿命化改修基本計
 画の策定に取り組むとのこ
 とです。



各課報告事項

中学校部活動の地域展開
 に向けた取組状況について、
 直営型クラブの指導者の登
 録状況、自主運営型クラブ
 の状況、事業開始に向けた
 スケジュールについて報告
 がありました。

◎第5次斑鳩町総合計画・
 後期基本計画(案)につい
 て
 ○女(ひと)と男(ひと)が輝
 く未来計画・第4次斑鳩町
 男女共同参画推進計画、
 (案)について

◎斑鳩町地域防災計画の見
 直しについて

◎職員採用試験の実施につ
 いて

◎災害時における宿泊施設
 の提供等に関する協定につ
 いて

その他

・町議会に提出された要望
 書について

(小城委員長記)

本会議での 討論

議案に対して賛否が分かれた場合等、議員が自己の賛否の意見を表明し、その理由を述べる「討論」を行います。
3月定例会で5件の討論が行われました。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について (賛成多数で可決)

【反対意見】 溝部議員

発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から意見を申し述べます。

今回の条例改正は、国家公務員等の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当を引き上げ、昨年12月に支給済みの期末手当にまで遡及して増額を適用しようとするものです。

議員の期末手当については、支給自体が任意であり、国家公務員の給与が引き上がるからといって議員の期末手当を引き上げる根拠になりません。議員の期末手当は自らで決定できる仕組みです。

いまだ先行きが見えない生活苦に直面している町民の切実な声にしっかりと耳を傾けるならば、今、私たちがなすべきは自らの期末手当の引き上げではありません。

以上の理由から、本条例改正案には反対いたします。

【賛成意見】 小城議員

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告では、民間給与の状況を反映して、高水準のベースアップにより、国家公務員の給与、ボーナス等が引き上げられました。

本条例の改定は、人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国の法律が改正されたことから、町議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものです。

人事院は、人事院勧告で、社会一般の情勢に適應するように、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本としています。議員の期末手当の改正にあたっては、これまで、引き上げ、引き下げともに、斑鳩町議会は国の人事院勧告を尊重してまいりました。

以上の理由から、今回の改定は必要なものだと考えますので、本議案について賛成します。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (賛成多数で可決)

【反対意見】 溝部議員

議案第2号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての内容の一部について、反対の立場で意見を申し述べます。

今回の改定は、人事院勧告や国家公務員の給与改定に準じて、町長の期末手当を引き上げるものであります。

私ども日本維新の会は、公約として「身を切る改革」を掲げ、政治家自らが率先して改革の姿勢を示していくことを訴えてまいりました。その立場から考えると、物価高騰により生活に苦しんでいる住民が少なくない現状において、町長の期末手当を引き上げることについては、適切であるのか、慎重に判断すべきであると考えます。

本議案の町長の期末手当の増額については、引き上げるべきではないと考え、本議案には反対をいたします。

【賛成意見】 横田議員

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告は、月例給、ボーナスともに、民間給与が国家公務員の給与を上回るとの調査結果を受け、国家公務員の給与、期末・勤勉手当等を引き上げるとの内容とするものであります。

本条例改正は、この人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国の法律が改正されたことから、この内容に準じ、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものです。

特別職の期末手当の改正について、「引き上げ」「引き下げ」とともに、国の人事院勧告の内容を尊重することは、これまでからも町の方針として示されています。

本条例改正についても、人事院勧告に準じたものであり、社会経済情勢を踏まえた内容であると考えられることから、私は今回の改正は必要なものであると考えます。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (賛成多数で可決)

【反対意見】 木澤議員

この条例改正は令和8年度から新たに子ども・子育て支援金制度を創設するものです。

所得割で0.31%、均等割で18歳以上の被保険者は1,900円が被保険者へ負担増となります。

政府は「現役世代の負担軽減」を掲げながら、全ての医療保険に「子ども・子育て支援金」を上乗せして徴収します。

子育て支援は社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。

この方式が前例となれば医療と無関係な政策にまで保険料が流用される危険があり、断じて認める訳にはいきません。

子育て支援を本気で強化するなら、国庫負担で対応すべきだと考えます。以上の理由により、本議案に対する反対意見とさせていただきます。

【賛成意見】 井上議員

今回の条例改正は、国民健康保険の県単位化に伴い、県内で税率等が統一されているなか、令和8年度から、子育て世代を支える新しい仕組みとして創設されます。「子ども・子育て支援金分の課税」について、改定が行われるものであります。

この国民健康保険税の改定については、斑鳩町からの諮問を受け、国民健康保険運営協議会での審議を経て、答申を得たものであり、手続きも適切であると考えます。

また、奈良県も被保険者の負担増を抑制するため、基金を投入することで、医療分などの保険税率を引き上げない措置を講じられており、今回の改定はやむを得ないものと理解できるものです。

今後も、安定した国民健康保険の財政運営を図るため、収納対策の強化や医療費の適正化などに努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について (賛成多数で可決)

【反対意見】 木澤議員

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論で述べましたように、令和8年度は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに子ども子育て支援金制度が創設され、国保会計では子ども子育て支援金分として所得割で0.31%、均等割で18歳以上の方は1,900円が被保険者の負担増となります。

今回、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については県の方で基金を取り崩し、値上げ抑制を図ったという点については一定、評価できるものの、先ほどの斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について述べた反対討論と同様の理由により、本議案には賛成できないことを申し上げ、私の反対意見とさせていただきます。

【賛成意見】 坂口議員

奈良県では、県内市町村の保険料率を統一し、国民健康保険制度が、国民皆保険制度を支える公的医療制度として、持続可能なものとするため、県を単位としての運用が進められております。

令和8年度では、子ども・子育て支援金制度が創設され、新たな課税が生まれましたが、奈良県では基金を活用し、被保険者への負担を抑制する措置を講じています。

そうしたなか、本町の国民健康保険運営協議会におきまして、令和8年度の保険税率について慎重審議をされ、改定を行うことで答申されたところです。

この答申にもとづき見直された内容で、本特別会計予算が編成されており、妥当なものと考えます。

町におかれては、引き続き国民健康保険の財政健全化に努めていただくよう要望して、賛成意見といたします。

本会議での 討論

令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について (賛成多数で可決)

【反対意見】木澤議員

令和8年度は保険料率の見直しが行われ、医療分の均等割では、51,500円から57,100円へ、また所得割では10.55%から10.63%へと引き上げとなります。

さらに子ども・子育て支援金分が導入され、所得割0.25%、均等割1,400円が新たに追加されます。

これらの改定により、保険料はひとり当たり年間平均10万6,000円となる見込みです。前回改定時の平均保険料が9万5,155円だったので、比較するとひとり当たり1万円強の値上げとなります。

近年、物価の上昇に対し年金の給付が追いついておらず、暮らしが大変な高齢者に対し、理不尽な負担を求める内容が含まれた予算には大きな問題があると考えます。

以上のことから、本議案には賛成できないことを申し上げ、私の反対意見とさせていただきます。

【賛成意見】小城議員

後期高齢者医療制度は、県内の全ての市町村で構成された広域連合が運営主体であり、この制度における医療に要する費用の推計、保険料率にかかわる事項は、すべて広域連合において決定がなされるものであります。

この制度において市町村に特別会計が設置されているのは、市町村の事務とされている収納した保険料を広域連合に納付することを明確にするためであり、令和8年度の本町の特別会計予算については、決められた保険料の総額や軽減に必要な財源等について、適正に予算計上されています。

なお、広域連合においては、将来の医療給付の増加に伴う保険料負担も考慮しながら、剰余金を活用し、保険料の上昇を抑制されており、被保険者への配慮もなされています。

以上の観点から、令和8年度の本特別会計予算については、賛成するものであります。

.....町ホームページで議案・審議結果をアップしています。.....

1 斑鳩町 検索

2 トップページ
斑鳩町議会 クリック

3 議会情報
議会だより
会議録
議案・審議結果 クリック
一般質問要旨

4 斑鳩町議会 議案・審議結果
ご覧になりたい議案を
令和5年第2回臨時会
斑鳩町監査委員の選任について同意を求める
【令和5年5月9日 原案同意】 クリック

斑鳩町ホームページ
<https://www.town.ikaruga.nara.jp/>で
「斑鳩町議会」をクリックしてください。

議会情報の「議案・審議結果」で、令和4年第1回定例会以降の議案の概要と結果がご覧いただけます。



議会をもっと身近に

議会の傍聴ルールが変わりました

斑鳩町議会では、住民の皆さまにより傍聴しやすい環境を整えるとともに、会議を円滑に進めるため、斑鳩町議会傍聴規則を改正しました。
みなさまの積極的な傍聴を、心よりお待ちしております。

・主な改正内容(令和8年4月から)



小学生だけで傍聴できるようになりました

これまでは、保護者の付き添いが無い12歳未満の子どもは傍聴できませんでしたが、小学生以上は付き添いなしで傍聴できるようになりました。

品位保持に関する制約を見直しました

帽子・コート・マフラーなどの着用制限をなくしました。
帽子やコート等を着用のまま傍聴できます。



より多くの方に傍聴いただきたいと考えておりますが、斑鳩町議会傍聴規則では、刃物や傘等の危険物の持ち込みや、他の方への迷惑行為、垂れ幕の携帯やはちまきの着用等による示威的行為、撮影・録音等は禁止されています。

傍聴される方は、静粛の保持に努めていただきますよう、ご協力をお願いします。



みなさまのお手元に「議会だよりいかるが」が届くころには、斑鳩の里の景色は、桜から目にも鮮やかな緑に変化しているころと思われれます。

広報委員会全員で力を合わせ、議会のお知らせを編集しました。

ぜひ、お目通しいただきますようお願いいたします。

(奥村副委員長記)



広報発行常任委員会

委員 濱 眞理子	副委員長 奥村 容子	委員 齋藤 文夫	委員 伴 吉晴	委員 井上 卓也	委員 嶋田 善行
----------	------------	----------	---------	----------	----------



この広報は、有害な排水を出さない「水なし印刷」を採用しています。
SDGsの掲げる17の項目に対して、8つの項目で具体的な貢献をします。



UDフォントを使用しています

